

令和6年3月

お客さま各位

相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料新設のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、下記の通り相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料を新設いたします。

お客さまにはご負担をおかけいたしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

新設日	令和6年4月1日（月）
対象となる口座	破産管財人口座 相続財産管理人口座 相続財産清算人口座 不在者財産管理人口座 遺言執行者口座 遺産整理受任者口座 上記に関連する管理用口座として作成する口座 （名義変更を含む）
手数料金額	口座開設1件あたり 27,500円（税込）

以上